

上智大学法科大学院第三者評価委員会
2025 年度報告書

2026 年 3 月

上智大学法科大学院第三者評価委員会

報告書について

本文書は、上智大学法科大学院第三者評価委員会（以下、「第三者評価委員会」）の 2025 年度の報告書である。本文書は「個別評価書（まとめ）」、「第三者評価委員会と法科大学院との意見交換概要」、「全体所見」の三部構成となっている。加えて、参考として上智大学法科大学院（以下、原則として「本法科大学院」という。）からの回答を付している。

本法科大学院が作成した「第三者評価委員会宛報告書」及び提供された各種資料をもとに第三者評価委員会が個別評価書を作成し、不明点については事前質問を送付した。委員会開催前までに法科大学院からの回答書（上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻 令和 8 年 3 月 10 日）を得た上で第三者評価委員会を開催し、意見交換を行うことで、ピアレビューによる実質的な第三者評価が実現できていると理解している。

上智大学法科大学院第三者評価委員会

委員（委員長以下、五十音順）

- ・ 学校法人中央大学常任理事、大学院法務研究科 大貫 裕之（委員長）
- ・ 金沢大学大学院法学研究科 尾島 茂樹
- ・ 森・濱田松本法律事務所 佐藤 正謙

目次

報告書について

上智大学法科大学院第三者評価委員会 評価実施要領（抄）	1
個別評価書（まとめ）	2
I. 司法試験合格率向上のための取組状況（申し合わせの実施状況）	2
1. 司法試験結果の分析と改善に向けた対応	2
2. 修了生の進路状況の把握、学習・就職支援	6
3. FD活動	9
4. すべての学生に対する学習支援	10
II. 厳正な成績評価	13
1. 成績評価の基準の具体化・明確化と周知	13
2. 成績評価基準の教員間の共有及び学生への周知	14
3. 平常点と期末試験	15
4. 成績評価の適正の確認	16
III. その他	18
第三者評価委員会 意見交換概要	19
<出席者>	19
■第三者評価委員会 委員（委員長以下、五十音順）	19
■上智大学法科大学院	19
<要旨>	19
<意見交換の概要と第三者評価委員会の所見>	19
■修了生の合格率向上策の実効性について	19
委員会所見	20
■在学中受験の合格率の位置づけについて	20
委員会所見	20
■学習支援プログラムの参加率と効果測定について	20
委員会所見	20
■「予備校本」への依存について	20
委員会所見	21
■学生のメンタルケアについて	21
委員会所見	21
総括的所見	22
参考：2025年度第三者評価委員会報告書に対する 法科大学院の回答	24
I. 司法試験合格率向上のための取組状況（申し合わせの実施状況）	25

2. 修了生の進路状況の把握、学習・就職支援.....	29
3. FD活動.....	30
II. 厳正な成績評価	33

上智大学法科大学院第三者評価委員会 評価実施要領（抄）

以下の要領で実施した。

1. 実施期間

- ・2025年10月1日～2026年3月31日（半年間）

2. 実施内容

①書面評価

- ・司法試験結果を踏まえて作成した評価用資料ほか関連資料一式を参照し、2027年度の法科大学院認証評価に向け、認証評価に準拠する形で指摘事項に関する改善状況の評価およびフィードバックを行う。

※評価対象は認証評価で指摘された以下の事項とした。

- 司法試験合格率向上のための取組状況（申し合わせの実施状況）
 - ・司法試験結果の分析と改善に向けた対応（教育検討WG、FD委員会）
 - ・FD活動（FD委員会）
 - ・修了生の進路状況の把握、学習・就職支援（修了生支援委員会、就職委員会）
 - ・すべての学生に対する学習支援（教育検討WG〔学習支援WG、未修者支援WG〕）
- 厳格な成績評価（教務委員会）

②第三者評価委員会出席

- ・書面評価を基に、長所、課題などについて、上智大学法科大学院関係者と意見交換を行う。
- ・評価関係資料について不明な点は、委員会で補足説明等を行う。

③「第三者評価委員会 評価報告書」作成

- ・第三者評価委員会での意見交換を踏まえ、書面評価時の回答を下地に「第三者評価委員会 評価報告書」を作成。

3. スケジュール（2025年度実績）

- ・2025年11月24日 法科大学院による評価実施（～12月12日）
- ・12月18日 第三者評価委員会による書面評価実施（～2月20日）
- ・2026年3月12日 第三者評価委員会開催
- ・3月26日 「第三者評価委員会 評価報告書」 提出

4. 委員（五十音順）

- ・学校法人中央大学常任理事、大学院法務研究科 大貫 裕之 教授（委員長）
- ・金沢大学大学院法学研究科 尾島 茂樹 教授
- ・森・濱田松本法律事務所 佐藤 正謙 弁護士

個別評価書（まとめ）

各委員の見解、質問等を、●、◆、★で示す。同じ記号は同じ委員であることを示している。

なお、第三者評価委員会で作成した個別評価書をもとに法科大学院へ質問を送付し、その回答書及び当日の意見交換を通じて、疑問点・不明点について確認することができた。詳細については、「第三者委員会 意見交換概要」及び参考の「2025年度第三者評価委員会報告書に対する回答」を参照されたい。

I. 司法試験合格率向上のための取組状況（申し合わせの実施状況）

基準2-3（重点評価項目） 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

1. 司法試験結果の分析と改善に向けた対応

分析項目2-3-1

修了者（在学中に司法試験を受験した在学生を含む。）の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあること

①上記の分析項目に関する対応状況（要因分析、対応施策等）について、適切性や妥当性といった観点からご評価ください。



法科大学院第三者評価委員会宛報告書（上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻 令和7年12月15日）（以下「報告書」という。）及び【資料1-5-2】【資料1-5-8】の司法試験結果の分析は、合格者数、合格率と言った客観的データに基礎をおいており、定性的分析は必ずしもなされていない。昨年の本委員会の報告書でもこの点は指摘されていて、意見として、「定性的要因分析は、具体的な対応施策の案出・実施の前提として行われ、これらに反映されているものと推察される。」と善意解釈されていた。

上記のようなデータ分析に基づいてとられている方策、つまり、①授業実施方針、②未修者に対する学習支援、及び③学生全般に対する教育支援の充実化から、要因を逆算すると、昨年度と同様に起案力と基礎力の不足とみているようである。

司法試験の結果は、報告書に記されているように、全体的に数字は悪くなっているが、この変化は全体としては問題にする必要はないであろう。尤も、在学生の合格率の低下は気にかかる。

報告書に記されているように、修了生の合格率が振るわないことが顕著である。また、論文式で不合格になった者が多いことも気にかかる点である。

前者については、対策はなかなか取りにくいのが、書かれているように学習アドバイザーを中心とした対応を密に行っていく必要がある。

後者については、2025 年度第 6 回教育検討WG 議事録に次の記載があるところ、そうした地道な対応しかとりようがないだろう。

・在学中受験者はある程度合格するが、他方で、修了生はほぼ合格しない。短答式も合格していない。

→とりあえずは修了生とコンタクトをとり、現状を把握することに務める。修了したばかりの者は、担任による面談で対応できる。他方で、担任のついていない者については別途連絡等で対応している。



本法科大学院の合格率が全法科大学院の平均合格率を下回っていることは、一定の改善の余地があることを示してはいるが、定員の多い大規模校が軒並み高い合格率となっていることに鑑みると、その他の法科大学院の「適切な」合格率を検討する際に平均合格率の持つ意味も再検討する必要があるかもしれない。ただ、分析項目の指標となっている以上、諸事情にかかわらず不断の改善は必要だと考えられるので、以下のような指摘をさせていただく。

合格率の状況については、改善の余地がある。



上記の分析項目に関しては、法科大学院第三者評価委員会宛報告書（上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻 令和 7 年 12 月 15 日上智大学）（以下「本報告書」という。）記載のとおり、①授業実施方針の整備、②未修者に対する学習支援、及び③学生全般に対する教育支援の充実化の各項目に様々な施策が積極的に執り行われている。これらの施策を通じて、従前より引き続き着実に成果を挙げているように見受けられる。

以下、個別の取組みに関するコメントを述べる。

(1) 授業実施方針

「コース別学習到達度目安」「ロードマップ」共に、貴学における段階的な学習の進捗・成果確保の肝をなすものと認められる。授業内容等について、これらに応じた内容になっているかが毎年度末に確認・検証されており、着実な取組みがなされていると見受けられる。なお、昨年 3 月の第三者評価委員会との意見交換の際に、担当教員による自己点検評価にあたり、「司法試験との関連性」を追加することになった旨伺った。「目安」「ロードマップ」自体は開示資料に含まれていないが、この点の対応もなされているものと推察している。

(2) 未修者に対する学習支援

従前より引き続き、GW 中及び長期休暇中の起案・フォローアップ演習等、着実な対応がなされている。未修者に対する指導の実を挙げるのは必ずしも容易ではないように見受けら

れるが、当法科大学院に限らず当てはまる課題と認識している。

(3) 教育支援の充実化

課外における起案演習及び学内模試の実施を中心に、引き続き充実した施策が講じられている。

なお、これらの各取組みについては、いずれも教育 WG による検証が随時行われているものと理解している（教育検討 WG の議事録からその様子が窺われる）。

(4) 司法試験結果の分析

在学生の合格者数は昨年度と同数だが、合格率は昨年度より大きく低下した（とはいえ既修受験者の合格率は全国平均を上回り、未修受験者は平均をやや下回る程度）とのこと。また、法曹コース修了生の合格実績も良好とのこと。いずれも、ここ数年の精力的な学習支援の効果の表れであると見受けられる。

一方、修了生全体では合格者は 2 名に留まり、複数回受験者全員が不合格であったとのこと（これが、最終的な合格率の押し下げの要因となったとのこと）。修了生（とりわけ修了して一定程度期間の経過した者）の指導は必ずしも容易ではないと推察されるが、引き続きの学習等支援の必要性は認識されており、担任/学習アドバイザーによるコンタクトも進められつつあるとのこと。法科大学院として求められる措置はなされているように見受けられ、地道な対応を見守るしかないように思われる。

②不明な点や改善すべき点があれば具体的にご教示ください。



論文式試験の結果が振るわなかったことへの対応は、これまで通りでよいという判断であろうか。これまで通りの対応で不足していると判断しているわけではないが、お聞きしたい。

在学中受験者についてだが、2025 年度第 6 回教育検討WG議事録には次の記載がある。

- ・在学中受験者で不合格となった者は、論文式で不合格となった者である。

次年度に向けての論文対策

→残りの期間において、修了生による答案添削サービスや上記在学生による答案添削サービスを活用する。授業担当教員も添削依頼があれば積極的に引き受けること。



(2)未修者に対する学習支援について

受講者数の記載があるが、全対象者数に対しどのくらいの割合の学生が参加しているか。往々にして、学習支援を必要としている学生が参加せず、他方で、必ずしも参加しなくても自分でも十分に対応できる学生が参加し、より学力を伸ばしている嫌いがある。参加しない

学生は、多くの場合「他の勉強が忙しくて参加する余裕がない」というが、学力がないために「余裕がなく」、他方、参加する学生は、学力があるがゆえに参加する「余裕がある」という側面は否定できない。結局、「余裕がない」学生を参加させることが重要ではないか。以上を留保した上でということになるものの、参加者（参加割合）を増やすための施策を何か講じているか。

また、参加者の手応え、講師の手応えとしては、どのようなものがあるか。学生に「アンケート疲れ」があるかもしれないが、正規の授業と同様のアンケートをとってみる可能性はないか。また、講師の「感触」を調査（聞き取り？）しているか。

(3)教育支援の充実化について

起案演習や学内模試に使用される問題はどのようなものか。司法試験の過去問か、あるいは独自のオリジナル問題か。その場合は、出題形式や難易度はどのように設定しているか。

また、参加者の手応え、講師の手応えとしては、どのようなものがあるか。上記(2)と同様にアンケート等の可能性はないか。

なお、参加者のあり方（参加割合）については、上記と同様の問題があると考える。

(4)司法試験結果の分析について

法曹コースからの入学者が在学中受験をする割合はどの程度か。入学者が在学中資格を得るための単位を修得することは容易か。

在学中受験をコントロールすることが難しい旨が記載されているが、法曹コースからの入学者以外の入学者は、在学中受験の資格を得ることは容易か。また、仮に在学中受験をしなくても、修了すれば受験は可能となるが、合格水準にないと教員側で判断していた学生は、翌年度には修了しているのか。結局、修了しなくても、留年して最終学年に在学しつつ在学中受験資格で受験し続けるのではないか。合格の見込みがない（と評価できる〔と一応表現しておく〕）学生について、修了後の受験、留年による在学中受験による受験について、アドバイザー教員制度により、司法試験受験の有無をコントロールできる見込みはどの程度あるか。倫理上の問題も含み、また法科大学院制度のあり方にも関わる問題ではあるが、司法試験合格率については、分子のみでなく、分母の管理が可能であれば、改善の可能性は大きくなる。

「修了後既修受験者」の合格率は、優秀な学生が、ある程度、在学中受験で合格することを前提とすると、低くなるのはやむを得ないと評価しているか。

修了者については、全国の法科大学院で、受験回数を重ねるごとに合格率が低下していくことが顕著である。次の2の課題とも関連するが、全体の合格率を上げるためには、修了生の合格率を上げることが急務だと考えられる（在学中受験の合格率が高いとすると、複数回受験者の合格率をいかにして上げるかということに帰着する）。

なお、予備試験合格者についての記述が散見される。法科大学院に在学中の予備試験合格

者は、多くの場合、法科大学院を退学しているようだが、当該予備試験合格者は、本大学法科大学院を修了したのか。本法科大学院修了または上智大学在学中受験の資格で受験していない者は、現在の制度では、上智大学関係者としてカウントできないのはやむを得ないのではないか。

★

従前指摘されていた予習課題の過剰の問題については、FD 会議その他実務の過程で適切に対応・解消されつつあると推察している（その後、アンケート等で特に指摘されていることもない？）。

昨年度の意見交換の際、司法試験受験支援のため教員側が数多くのプログラムを用意する一方で、利用している学生が必ずしも多くないという状況に触れられていたが、現在はどうのような状況か。

2. 修了生の進路状況の把握、学習・就職支援

分析項目 2-3-2

修了者の進路等の状況が、法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切な状況にあること

①上記の分析項目に関する対応状況（要因分析、対応施策等）について、適切性や妥当性といった観点からご評価ください。

●

進路状況の把握については昨年度同様に以下の施策により、把握が進んでいると思われる。

①教員、担任補佐、チューターに対し、情報提供を依頼する。②進路不明の修了生に対し、進路状況の回答フォームを送信して情報提供を依頼する。

学習支援

以下のプログラムを修了生のために行っている。また、来年度の本試験 CBT 化を見据えて、在校生向けのサービスを修了生向けにも案内した【資料 2-2-1】

プログラム利用者数は、記載されている限りでは、増えているか横ばいが多いが、③の降格特訓ゼミの利用者が昨年度の 28 名から 3 名へと激減している。

- ① 司法試験の過去問添削プログラムの提供
- ② 希望者全員に対する T K C の全額補助
- ③ 修了生弁護士による合格特訓ゼミの実施
- ④ 研修室利用者、T K C 全額補助利用者その他、希望者全員に対する教員学習面談

- ⑤ 希望者に対する担任補佐（修了生弁護士）制度の利用
- ⑥ 学内模試の利用 6月に行われた在校生向けの模擬試験プログラムを修了生にも提供した。
- ⑦ 長期休暇中の起案演習の修了生への開放
昨年度同様に積極的に修了生への支援を続けており、高く評価される。

就職支援

以下の支援を行っているところ、①は、弁護士資格を有する消費者庁職員（公務員試験合格者1名、特定任期付職員1名。いずれも司法試験合格者）に依頼し、公務員としてのキャリアについて講演をしてもらうなど昨年度よりも充実している。③は新規の試みである。④の就職情報掲載件数は90件であり、昨年度の45から大幅に増えている。

- ① ガイダンスにおける就職講演
- ② 企業法務担当者との交流
- ③ 検察庁派遣教員による検察庁のガイダンスを実施
- ④ 就職情報の掲示



修了生の状況把握、学習支援・就職支援は、修了から年数が経るにしたがい、場合によっては困難となっていくことが想定される。1の課題とも関連するが、全体の合格率を上げるためには、修了者の状況把握は避けて通れない。この観点から、以下のような指摘させていただく。

司法試験受験資格を有している修了生と、学修の状況が把握できる程度に緊密に連絡が取れているかの資料があると、要因分析に資する。その意味では、近年の把握の努力はみられるが、なお不十分ではないか。



(1) 進路状況の把握

資料 2-1-1「修了生進路状況（2025年4月現在）によれば、最近は、進路状況は的確に把握されているものと見受けられる。

(2) 学習支援

本報告書記載の諸措置、特に司法試験過去問添削プログラムの提供、修了生弁護士による合格特訓ゼミの実施、学内模試の利用、長期休暇中起案演習は、修了生に対する学習支援として引き続き大きな意義を持つと思われる。

担任補佐（修了生弁護士）制度も、修了生に対するきめ細かなサポートの一助をなすものとして重要と思われる。

(3) 就職活動

基本的には従前と同様の取組みが行われているが、ガイダンスにおける就職講演として公務員や一般の弁護士による講演も主催する等、企業法務に留まらない幅広い進路選択の可能性を踏まえた対応がなされつつあるように見受けられる。

②不明な点や改善すべき点があれば具体的にご教示ください。

- 修了生弁護士による合格特訓ゼミの受講生が激減している理由を知りたい。

進路状況の調査のその他の内訳は。不明者は減っていると理解してよいか。【資料 2-1-1】



(1)進路状況の把握について

司法権受験資格を有している修了生の状況を把握できているか。たとえば、「引き続き司法試験受験勉強準備」、「就職」、「就職活動中」などを把握しておくことが考えられる。

(2)学習支援について

司法試験受験資格を有する修了生全体（あるいは、司法試験受験の意思がある修了生）から見て、どの程度の割合の修了生が利用・参加しているか。

(3)就職活動について

法科大学院の「就職」支援は、2つの面があると考えられる。1つは、司法試験合格者が法律事務所に就職することや、任官・任検することについての予備知識を与えることであり、もう1つは、修了後（あるいは、退学後）、司法試験を受験しなくなった者への就職支援である。

報告書に記載された「就職活動」に関する記述は、主に前者についてであると評価できるが、後者については、何かあるか。法曹養成を主たる目的とする法科大学院として、法曹以外への就職について重きを置けない事情があることは重々承知しているものの（また、ここにこのような記載をすることに対する問題も認識しているつもりではあるが）、他方で、「司法試験に合格する見込みのない」（と一応表現しておく）修了生が就職して受験を取りやめることによる合格率の上昇はあり得る（このことは、在学中受験資格を与えないことにも同様に当てはまる）。在学学生、修了生の5回司法試験を受験しても合格しなかったという時間に代わる、就職による「進路転換」の機会を提供することは考えられないか。結局は、学生本人の利益になる可能性もある。



特になし。

3. FD活動

分析項目2-5-3

授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること

①上記の分析項目に関する対応状況（要因分析、対応施策等）について、適切性や妥当性といった観点からご評価ください。



昨年度と同様に期末アンケートだけでなく、中間アンケートも行われており、学生の声を積極的に吸い上げる努力がなされている。

全体FDで、中間アンケートによる学生からの要望について、教員間で検討の上誠実に回答しており、授業実施期間中に授業を改善しようとする意思がみられる（資料3-1-1、3-1-2）。また、学生の状況について教員全体で議論しており（資料3-3-1）、受け持ちクラス以外のクラスの状況も共有するよう努めている。

FDミーティングは開催時間帯を変更して議論の時間を確保している。

分野別FDは年間実施回数を増やして、昨年度と同様に真摯に議論がなされている。

FDセミナーもCBT対応や、AIの活用という喫緊の課題テーマとして行われている。

相互授業参観は昨年度と同様に積極的に進めている。ほめるばかりではない評価も進めようとしており、高く評価される。教員によってはあっさりとした評価もあるところは残念だが、多くの参観報告は充実している。反転授業の試みは特に注目される。

全体として、求められる水準のFD活動は行われていると評価する。



教育改善のための施策が組織として行われていると評価できる。



本報告書及び関連資料より、客観的かつ緻密なデータ分析を活かした組織的対応に向けた努力が続けられているものと理解。

中間・期末アンケートの実施により、学生の要望・問題意識の汲み上げが行われ、教員と学生とのコミュニケーションの改善に役立てられているのは意義深い。（今年度から、成績評価の公正性をより確保すべく、アンケート結果の教員向け開示のタイミングを成績評価後とされたのは、きめ細かな配慮の表れと理解される。）

分野別FDに加えた、全体FD会議の開催により、横断的なFD活動が狙いどおり実現しているように見受けられる。

また、専任教員によるオープン授業と参観後の全体FD会議における意見交換の充実化が

図られている。資料からも、率直な観察・意見交換のあり様が窺われる。
これらは、いずれも FD 活動の実質化に資するものとして、高い評価に値する。

②不明な点や改善すべき点があれば具体的にご教示ください。



特になし。



(1)中間アンケートの実施

「教員個人に対する穏当さを欠く自由記述」の原因を把握しているか。たとえば、前年度、同科目が不合格となり、再履修の際にこのような記述をしているのか（教員に対する逆恨み?）、あるいは真に教員の授業が稚拙であり、「穏当さを欠く自由記述」に一定の理由があると評価できるのか。状況によって、対応に違いがあってもよいのではないか。

(2)期末アンケートの実施

記載は、自由記述のみか。状況を数値化できるような質問項目はないか。

(7)FDセミナーの実施

司法試験CBT化に対応して、教員だけでなく、学生に対する周知、受験の際に使用が想定されるソフトによる操作機会の提供などの支援が行われているか。



特になし。

4. すべての学生に対する学習支援

分析項目5-2-1

履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われていること

分析項目5-2-2

学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること

①上記の分析項目に関する対応状況（要因分析、対応施策等）について、適切性や妥当性といった観点からご評価ください。



その他、全体的に見て、大変きめ細かな対応が行われている。個別の学生の勉強への取り組み方、性格等まで踏まえた教員間の意見交換がなされているのが印象的である。

教員アドバイザー、担任補佐制度などを配置して極めて丁寧に対応している。FDにおいて、メンタル面にも配慮しつつ、個別の学生の勉強への取組み方、性格等まで踏まえて教員が意見交換していることは高く評価される。

学生に対するガイダンスも適切に行われている。入学者向けガイダンスの参加状況は、未修 18 名（昨年度 12 名）、既修 14 名（昨年度 9 名）、欠席 1 名（昨年度 1 名）であり、効果が期待される。

今年度から、入学前教育として、入学前の春休みに、入学予定者対象の導入セミナーを実施して、入学後に履修する基本科目の基礎知識や勉強の仕方など授業に向けた準備の指導を行っており、大変効果的なプログラムと評価できる。



すべての学生に対する学習支援としては、入学前の学生及び在学生に対するものとしては必要な支援が行われていると評価できるが、修了生に対するものを検討する必要はないか。



教員アドバイザー制度、担任補佐、チューター制度といった一連の措置は、上記項目の観点から、引き続き大変有効な措置と思われる。その他、全体的に見て、大変きめ細かな対応が行われている。

2024 年度春休み以降の入学予定者対象の導入セミナーの実施は、新入学生が法科大学院での学生生活をスムーズに開始し、勉学に勤しむにあたっての心構えを形成する上で大変有用と思われる。

②不明な点や改善すべき点があれば具体的にご教示ください。



特になし。



(2)学生に対するガイダンスについて

入学者向けガイダンスにおいて「環境法ガイダンス」が実施されたとされているが、環境法が選ばれた理由は何か。たまたまか、あるいはローテーションのようなものがあるのか。

(3)成績不振者への学習支援

この支援を受ける学生のその後の状況を把握できているか。たとえば、学習状況が改善され、順調に進級したとか、早い段階で司法試験に合格したなどの成果は、どのような状況か。

(4)入学前教育

春休みであれば、これに参加した入学予定者は、ほぼ入学する状況か。
これをもう少し早めに実施することは考えていないか。

★

特になし。

II. 厳正な成績評価

基準3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること

分析項目3-5-1

成績評価基準を、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定していること

分析項目3-5-2

成績評価基準を学生に周知していること。成績評価に当たり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等について学生に周知していること

分析項目3-5-3

成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認していること。相対評価方式を採用している場合には、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっていること

分析項目3-5-4

追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていること、また、再試験を実施する場合には、不合格者の救済措置ではないと認められるよう実施がなされていること

※「再試験」とは、期末試験の成績を考慮要素に含めた成績評価において合格とされなかった者に対して行われる試験をいう。また、「追試験」とは、一定のやむを得ない事情により期末試験を受験することができなかった者に対して行われる試験をいう。

1. 成績評価の基準の具体化・明確化と周知

①上記の分析項目に関する対応状況（要因分析、対応施策等）について、適切性や妥当性といった観点からご評価ください。



法科大学院 成績評価基本原則、成績評価の申し合わせ、平常点運用方針、評価基準について」を定め基準を明確化し、教員に共有している。また、シラバスへの掲載により学生に共有し、併せて基準の実施に関して法科大学院全体に於いて確認されている。



成績評価の基準の具体化・明確化と周知という点では、おおむね適正に実施されていると評価できるが、3との関係で、「平常点」の具体化がなされているといえるか。

★

本報告書記載の諸措置を通じて、成績評価基準が、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定され、学生への周知も行われていると認められる。

②不明な点や改善すべき点があれば具体的にご教示ください。

●

教育検討WGの検討において、毎回継続審議事項として、「未修1年次生の「原級留置」について」、「進級試験のあり方について」が取り上げられているが、どのような審議がなされたか詳しく知りたい。

昨年度と同様に不合格率がゼロの科目が多いが、不合格率ゼロになるような対策をとっているのか。

◆

「平常点」については、3参照。

★

特になし。

2. 成績評価基準の教員間の共有及び学生への周知

①上記の分析項目に関する対応状況（要因分析、対応施策等）について、適切性や妥当性といった観点からご評価ください。

●「法科大学院 成績評価基本原則、成績評価の申し合わせ、平常点運用方針、評価基準について」を定め教員で共有し、シラバスへの掲載により学生に共有している
成績評価割合は、教員及び学生に共有されている。

◆ 適切に実施されていると評価できる。

★

「法科大学院 成績評価基本原則、成績評価の申し合わせ、平常点運用方針、評価基準について」の制定及び教員間での共有が行われている。

また、成績評価一覧表の教員間での共有、教務委員会における検討を通じて、成績評価基準に従って成績評価が行われているか、各教員が相互に把握できるようになっている。なお、成績評価割合に係る情報は学生にも公表されている。

②不明な点や改善すべき点があれば具体的にご教示ください。



特になし。



なし



特になし。

3. 平常点と期末試験

①上記の分析項目に関する対応状況（要因分析、対応施策等）について、適切性や妥当性といった観点からご評価ください。



「法科大学院 成績評価基本原則、成績評価の申し合わせ、平常点運用方針、評価基準について」に平常点に関する基準が詳細に定められている。特段の問題はないと評価する。



平常点の扱いに疑問が指摘できるのではないかと。



特段の問題は見当たらなかった。

②不明な点や改善すべき点があれば具体的にご教示ください。



特になし。



「出席を平常点の加点対象とすること」を戒め、むしろ「欠席を減点対象とするのが望ましい」旨を明記しているとされているが、以下のような疑問がある。

そもそも法科大学院においては、授業への出席は当然の前提とされており、だからこそ出席管理を徹底されている。これに鑑みれば、出席は、当然のことを行っているだけであり、出

席を平常点の加点対象とすることは、単に「戒める」にとどまらず禁止されるべきではないか。他方で、たとえばインフルエンザ等による病欠は学生に帰責性があるとはいえ、これにより減点されることが望ましいとはいえないのではないか。結局、そもそも授業の出欠そのものと平常点は直接結びつくものではなく、平常点の内容は、出席を前提とした「授業への参加のあり方」とならざるを得ないのではないか。

仮に「授業への参加のあり方」を基準とする平常点を成績評価に加える場合には、認証評価との関係で、その評価が客観的になされている「証拠」を残しておくことが必要となると考えられる。

★

特になし。

4. 成績評価の適正の確認

①上記の分析項目に関する対応状況（要因分析、対応施策等）について、適切性や妥当性といった観点からご評価ください。

●

成績評価が適正であることの確認は、「2024年度春学期末成績分布表（内部用・全科目）」及び「成績評価チェック表」により行われている。この確認の結果、申し合わせと異なる基準を用いたと認められ場合には、「法科大学院の成績評価等に関する申し合わせ」に基づいて、異なる基準を用いた理由を説明させるか、成績の訂正が行われるところ（法科大学院の法律基本科目における平常点評価に関する運用方針(案)。報告書15頁による）、2025年には、1つの科目につき、教務委員会において、申し合わせと大きく異なる基準を用いたものと判断されたことから、当該科目の担当者に基準に適合する修正を依頼したそうである。

申し合わせに基づいて成績評価の適正が確保されている。

【資料5-4-1】は関係がなさそうである。

◆

学生からの成績評価に対する「疑義申し出」、「審査請求」のような制度は実施されているか。あるとすれば、どのような制度か。実質的に成績評価の「適切性」が担保されていなければ、十分な制度とはいえないのではないか。

★

成績評価の適正の確認も、本報告書記載のとおり、教務委員長による確認等の手続を通じて担保されていると思われる。

②不明な点や改善すべき点があれば具体的にご教示ください。



特になし。



成績評価において、申し合わせと大きく異なる基準を用いたものと判断されたことにより、成績分布の再検討を依頼し、基準に適合する修正をしていただいた、とあるが、これを行う時期は、成績確定との関係で、いつ頃にあたるのか。成績確定・学生への成績通知までに時間的余裕はあるのか。

上記①と関係するが、成績に疑問がある学生が、何かを申し立てる制度はないか。



特になし。

Ⅲ. その他

全体を通しての質問事項や、追加で確認したい資料等がございましたらご教示ください。



その他の特記事項

「起案力涵養のための課外対応にかかる申し合せ」に以下のようにある。

2.上記1にかかる課外での起案演習担当者の負担軽減の観点から、課外起案演習担当者 については、「自主研究・論文作成」、「インターンシップ」を配当するものとする。【資料 1-4-1】

課外対応状況把握のための報告書提出依頼にかかる申し合わせ（【資料 1-4-3】）により報告を求め、負担加重にならないように留意している。 実際の報告書【資料 1-4-4】



なし



第三者評価委員会 意見交換概要

2026年3月12日（木）16：00～16：50

Zoomによるオンライン開催

<出席者>

■第三者評価委員会 委員（委員長以下、五十音順）

- ・ 学校法人中央大学常任理事、大学院法務研究科 大貫 裕之 教授（委員長）
- ・ 金沢大学大学院法学研究科 尾島 茂樹 教授
- ・ 森・濱田松本法律事務所 佐藤 正謙 弁護士

■上智大学法科大学院

- ・ 法科大学院長 永下 泰之 教授
- ・ 教務委員長（法科大学院副院長） 岩下 雅充 教授
- ・ 修了生支援委員長 越智 敏裕 教授
- ・ 教務副委員長 小舟 賢 准教授

<要旨>

事務局から、第三者評価委員会委員及び法科大学院教員・職員の紹介があった。その後、大貫委員長の進行のもと、事前に作成された「論点となりそうなテーマ」を参照しながら質疑応答が行われた。「修了生の合格率向上策の実効性」及び「学習支援プログラムの参加率と効果測定」を中心的な論点として取り上げたほか、委員の関心事項についても意見交換を行った。

<意見交換の概要と第三者評価委員会の所見>

■修了生の合格率向上策の実効性について

- ・ 修了後年数が経過するほど合格率が低下する傾向は全国共通の課題であり、本法科大学院固有の問題ではない。
- ・ 本法科大学院では3年前から教員アドバイザー制度を導入し、担任教員による定期面談や事務室からの継続的な連絡など、修了生へのリーチに積極的に取り組んでいる。
- ・ 一方で、連絡が途絶える修了生が一定数存在しており、在学中からの人間関係の構築が今後の重要課題であると認識している。
- ・ 合格の見込みが乏しい修了生が複数回受験し続けることにより、合格率を押し下げる構造的要因となっているが、進路変更の促しは本人の意思決定に関わる問題であり、対応は慎重かつ個別に行っている。

委員会所見

- 法科大学院として実施できる取り組みを着実に実行しており、引き続き現在の取り組みを継続することが求められる。
- 修了生への対応は最終的に個人の選択の問題であり、法科大学院側が一定の限界を持つことはやむを得ない。教員アドバイザー制度を通じた継続的な関与を今後も維持されたい。

■在学中受験の合格率の位置づけについて

- 法科大学院では修了後1年目の合格率を主たる指標として捉えており、在学中受験の合格率の若干の低下については現時点で深刻な問題とは位置づけていない。
- 在学中受験を重視するか修了後1年目を重視するかは各法科大学院の方針によって異なり、多様な対応があってよいとの見解が共有された。

委員会所見

- 修了後1年目ないし2年目までの合格を主たる目標として捉えることは合理的であり、在学中受験の合格率のみをもって評価することは適切ではない。
- 各法科大学院が自大学の状況に応じた方針を持つことは認められるべきであり、現在の方針は合理的なものとして理解できる。

■学習支援プログラムの参加率と効果測定について

- 法科大学院では成績不振学生を対象に、科目担当教員による個別指導、模擬試験への参加促進、修了生弁護士による担任補佐制度など多様なプログラムを整備している。
- 最大の課題は、支援が最も必要な学生がプログラムに自発的に参加しない傾向があることであり、「負担が重い」「できないことが恥ずかしい」といった理由が障壁となっている。有効な手立ては引き続き模索中である。
- 効果測定については母数が少なく十分な評価が難しい状況にある。

委員会所見

- 多様なプログラムが整備されており、法科大学院側としてなすべきことは行われているとの評価で委員の意見が一致した。
- 面談前に学生自身が苦手科目や学習上のつまずきを言語化する「自己分析シート」の活用が参加促進の一助となり得るとして、導入の検討を提案する。
- 取り組みをさらに充実させることは教員の負担増加につながる懸念があり、教員の教育・研究活動への影響に十分配慮しながら対応されたい。

■「予備校本」への依存について

- 司法試験予備校で作成している参考書等、いわゆる「予備校本」のみに依存して法科大学院の授業を軽視する学生が一部にみられ、複数の法科大学院で共通の問題と

して認識されている。

- 「予備校本」の活用自体を否定するものではなく、内容を正確に理解・咀嚼したうえで活用できていれば問題はないとの見方が共有された。
- 問題は、「予備校本」への依存によって内容を十分に理解しないまま学習を積み上げてしまうケースであり、それが成績の伸び悩みにつながっている。
- 教員として授業において基礎・基本の定着を重視しながら、学習方法に問題があると判断される学生には個別に見直しを促すという対応が行われている。
- 「予備校本」への対応方針を教員間で統一すべきとの意見がある一方、各教員の考え方を完全に一致させることは難しいという現実もあり、各教員が個別に対応しているのが実情である。

委員会所見

- 「予備校本」への過度な依存は法科大学院教育の本質である法的思考力の習得を妨げるおそれがある点において、引き続き注視が必要な課題である。
- 個々の教員が学生の学習方法に目を配り、必要に応じて適切な指導を行っている姿勢は評価できる。今後、教員間での情報共有を通じて、学生への一貫したメッセージの発信に努めていただきたい。

■学生のメンタルケアについて

- 在学中受験制度の導入により受験スケジュールがタイトになったことで、メンタル面に問題を抱える学生が増加しており、全国的に深刻な課題となっている。
- 本法科大学院では、毎年入学直後に休学する学生が複数名おり、深刻な問題として認識されている。
- 本法科大学院の進級要件は厳しく、1科目の不合格で留年が確定する仕組みであるため、期末試験に対するプレッシャーが大きく、入学直後の4～5月に精神的に追い詰められる学生が生じやすい構造がある。
- 法曹コース出身者であっても、法科大学院入学後の授業量・密度は別次元であり、適応に困難をきたす学生が出ることは避けがたい面がある。

委員会所見

- 学生のメンタルケアの充実は本法科大学院のみならず、多くの法科大学院に共通する重要課題であるとの認識を委員間で共有した。
- 在学中受験制度の導入に伴い学習環境がより過酷になっている現状を踏まえ、入学直後の学生への早期支援体制の強化及び相談窓口の周知徹底をあらためて求めたい。

以上

総括的所見

本委員会は、上智大学法科大学院における教育活動全般について、提出資料及び法科大学院執行部との意見交換を踏まえ、評価と検討を行ったので、その内容を以下に記す。

なお、この報告書における評価は、専門職大学院認証評価で指摘された事項に絞っており、当該事項に関する本委員会の所見は前述の個別評価書（まとめ）に詳述している。

2025年度の司法試験の合格率は前年度と比べると在学生の合格率も下がり、修了生の合格率も振るわなかった。他方、在学中受験者の合格率も昨年度より下がったものの全国平均を超えている。全体として合格率は下がっているものの、前年度の評価書にも記載されている各種の取り組みは（起案の機会の充実、短答試験の機会を確保すること、教員アドバイザー制度、担任補佐、チューター制度といった一連の支援措置や、学生アンケートで寄せられた意見に対し真摯に対応したり、授業実施に関して生じた問題について、個々の学生にまで目配りをしたりして、分野別FD、全体FDで意見交換を重ねていることなど）、引き続き行っており、数字の低下を過度に問題視する必要はないと理解している。

司法試験合格率について本法科大学院は、修了後一年目までの合格を一つの基準として捉えていることが確認できたところである。この考え方は、近年の試験日程の早期化が学生の学修に相当な負荷をかけていること、とりわけ未修者コース学生に与える影響を考慮すれば、一つの合理的な方針である（本年度の修了後一年以内の既修合格率は全国平均を上回り、未修合格率も全国平均と遜色はない）。

なお、法科大学院の評価が、司法試験合格率という数値指標の変動のみに依拠するのではなく、教育の質や多様な法曹の育成という観点も重要である。

全体として、本法科大学院は学生の能力及び習熟度に応じた多様な支援プログラムを整備し、学修環境の充実に向けて真摯かつ継続的な努力を重ねていることが確認できた。前年度の本委員会による指摘及び提言にも誠実に対応がなされており、その姿勢は高く評価される。以下に記すいくつかの課題を除いて、現時点において特に著しい問題点は認められず、現状の取り組みを継続し、さらに発展させることが望まれる。

提供されている支援プログラムを最も必要とする学生ほど利用が進まない傾向は、本法科大学院に限らず、法科大学院全体にみられる現象である。このため、個々の学生への積極的な働きかけ及び利用促進に向けた工夫が引き続き必要である。

修了生の司法試験合格率が振るわないことが懸念されるが、修了生への継続的な連絡や関与の取り組みが三年前より開始されており、今後も継続的な実施と一層の充実が期待される。

最後に、本委員会として特に懸念するのは、教員の業務負担である。教育、研究及び各種の実務的業務を同時に担う現在の体制は、研究時間の確保にも影響を及ぼす可能性があり、中長期的には教育の質にも影響を及ぼしかねない。教員が持続可能な環境のもとで職務に

当たれるよう、組織的対応の必要性には十分な留意が必要である。

本法科大学院が教員と学生の双方にとって適切な環境を確保して、質の高い法曹の育成に向けた歩みをさらに着実に進めていくことを強く願う。

以上

参考：2025 年度第三者評価委員会報告書に対する
法科大学院の回答

2026 年（令和 8 年）3 月 10 日

上智大学法科大学院第三者評価委員会 御中

上智大学法科大学院
院長 永下泰之

この度は、本学法科大学院における第三者評価にご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。いただいた個別評価書において指摘された課題ないし不明点につきましては、下記の通り回答いたします。

I. 司法試験合格率向上のための取組状況（申し合わせの実施状況）

1. 司法試験結果の分析と改善に向けた対応

(1) 授業実施方針について

○質問 1-1

「コース別学習到達度目安」「ロードマップ」共に、貴学における段階的な学習の進捗・成果確保の肝をなすものと認められる。授業内容等について、これらに応じた内容になっているかが毎年度末に確認・検証されており、着実な取組みがなされていると見受けられる。なお、昨年 3 月の第三者評価委員会との意見交換の際に、担当教員による自己点検評価にあたり、「司法試験との関連性」を追加することになった旨伺った。「目安」「ロードマップ」自体は開示資料に含まれていないが、この点の対応もなされているものと推察している。

(回答) 年度末に教育検討 WG から担当教員へ自己点検評価を依頼し、教育検討 WG にて上記自己点検評価を点検している。

(2) 未修者に対する学習支援、および、(3) 教育支援の充実化について

○質問 1-2

各プログラムについて、対象者数と実際の参加者数（参加率）

(回答)

【未修者向け】

- GW 中のフォローアップ演習：課題に対する答案の添削
憲法：4/28～5/16 実施 対象者 19/24 参加率 79%
民法：4/21～5/6 実施 対象者 19/24 参加率 79%
刑法：4/26～5/6 実施 対象者 22/24 参加率 92%
- 夏期休暇中のフォローアップ演習
憲法：8/8・22、9/12 実施 対象者 7/24 参加率 29%
民法：8/6・20、9/3 実施 対象者 11/24 参加率 46%

刑法：8/21 実施 対象者 7/24 参加率 29%

【2年時以降向け】

- 集中講義（起案演習）

2024年度春学期（2024年2月3日実施）論文演習ⅡA 9名／論文演習ⅠB 1名

2024年度秋学期（2024年8月9日実施）論文演習ⅠA 7名／論文演習ⅡB 1名

2025年度春学期（2025年2月3日実施）論文演習ⅡA 6名／論文演習ⅠB 8名

2025年度秋学期（2025年8月9日実施）論文演習ⅠA 9名／論文演習ⅡB 2名

- 6月学内模試

6月3日～23日において、論文演習および短答式演習を実施

論文演習：対象者 4～8/33 参加率 12～24%

短答式演習：対象者 19～21/34 参加率 56～62%

【修了生向け】★対象者数と実際の参加者数（参加率）を今年と昨年

- 司法試験過去問添削プログラム 2024年7名/46名、2025年1名/32名

（GPA3.0以上2名、2.0以上4名、2.0未満2名）

- 学内模試 2024年3名/46名、2025年5名/32名

（GPA3.0以上4名、2.0以上2名、2.0未満1名）

○質問 1-3

課外起案演習や学内模試で使用される問題について

- 司法試験過去問を使用しているか、オリジナル問題を作成しているか
（回答）原則として、担当教員に任せているが、過去問使用が多いと思われる。オリジナル問題がなわけではない（商法はオリジナル）。
- オリジナル問題の場合、出題形式や難易度の設定方針
（回答）出題者に伺ったところ、在学中受験を念頭においているので、司法試験レベルであるとのこと。
- 問題作成の担当者（専任教員、外部講師等）
（回答）法科大学院の専任教員が出題を担当することとなっている。

○質問 1-4

論文式試験の結果が振るわなかったことへの対応は、これまで通りでよいという判断であらうか。これまで通りの対応で不足していると判断しているわけではないが、お聞きしたい。

（回答）もちろん、合格率に鑑み、現状でよいと判断しておらず、当面の目標は全国平均合

格率に到達することである。とはいえ、現状では提供できるプログラムは提供しているところ、利用率が伸びないという点が課題であると考えている。

そこで、本年度は、従来の修了生による添削プログラムが 3 年次生以降が対象となっていたところ、2 年次生を対象として含めるよう改善した。

併せて、在学中受験合格者による論文試験の添削プログラムを創設した。そのため、起案演習はかなり充実したものになったと思われる。

○質問 1-5

未修者に対する学習支援において、また、参加者の手応え、講師の手応えとしては、どのようなものがあるか。

(回答) 講師の手応えに関しては報告書が提出されている。他方で、参加者の手応えは、確かにアンケート等では確認しておらず、個別のアドバイザー教員面談にて確認されている。アンケート調査も検討してみたい。

○質問 1-6 : 司法試験 CBT 化への学生支援

司法試験 CBT 化に対応した学生向けの支援（操作機会の提供、模擬試験での実施等）について

(回答) 本学は、COMBINE 社のものを採用した。学生に向けては、TKC のお知らせにより、適宜法務省の動向を伝えるとともに、秋学期中間試験（の一部）で CBT を実施することを周知し、中間試験および期末試験で使用する CBT アプリを配布した（10/4）。初の CBT は、秋学期科目の民法基礎Ⅱおよび商法基礎の 2 科目で CBT を実施した。また期末試験では、計 19 科目（全体の約 80% の科目）で CBT 試験を実施した。ほぼ全学生が CBT 試験を体験する機会を得た。CBT 対応の学外模試受験についても受験料を補助していく予定である。

（4）司法試験結果の分析

○質問 1-7

合格の見込みがない（と評価できる〔と一応表現しておく〕）学生について、修了後の受験、留年による在学中受験による受験について、アドバイザー教員制度により、司法試験受験の有無をコントロールできる見込みはどの程度あるか。

(回答) まず、在学中受験希望者について、本学ではコントロールしておらず、また学生の受験機会を奪うべきではないとの判断からコントロールすべきでないと考えている。とはいえ、アドバイザー教員による面談においては本学担当教員から見た見込みは伝えるようにしている。その際、留年者による在学中受験については、これまでの GPA 等の状況に鑑み、より慎重に受験を検討するように指導はしている。修了後の受験者については、本学を修了したという結果に鑑みると、形式的には司法試験受験に足る力を備えていることとな

ることから、基本的には受験を止めるようなことはしていない。しかしながら、修了時 GPA と合格とに相関があることから、これに満たない修了生については、修了後の学習状況をより慎重に確認し、アドバイザー教員による感触を伝えるようにしている（が、積極的に止めることは求めている）。

○質問 1-8

「修了後既修受験者」の合格率は、優秀な学生が、ある程度、在学中受験で合格することを前提とすると、低くなるのはやむを得ないと評価しているか。

（回答）修了時 GPA と合格との間に相関が認められることから、同基準に満たない修了生については、やむを得ないと判断している。他方で、修了生に対する支援の必要性は痛感している。もっとも、修了生と連絡が通じないことが課題である。

○質問 1-9

予備試験合格者は、上智大学法科大学院を修了したのか

（回答）昨年度（2024 年度）における予備試験合格者 2 名は退学した。他方で、今年度（2025 年度）の予備試験合格者 2 名はいずれも修了を予定している。

○質問 1-10

司法試験受験支援のため教員側が数多くのプログラムを用意する一方で、利用している学生が必ずしも多くないという状況に触れられていたが、現在はどのような状況か。

（回答）利用率の問題に鑑み、課外の論文演習は、集中講義として単位化した。その他のフォローアップ講座については、学生に対する周知を徹底することにより利用率向上を図っている。

○質問 1-11：法曹コース修了生の在学中受験状況

法曹コースから入学した学生について

- 入学者のうち在学中受験資格を取得した学生の割合

（回答）2025 年度 5 名中 5 名が在学中受験資格を取得。

- 在学中受験資格を取得しなかった学生の主な理由（単位不足、本人の判断等）

（回答）在学中受験資格は、本学では基準を充足していることのみを取得基準としているので、「取得しなかった」（申請しなかった）理由は特に聞き取っていない。したがって、本人判断であると思われる。

なお、過去に 1 名休学で取得できなかったことはある。それ以外は全員取得。

- 在学中受験資格取得のための単位修得の容易性（標準的な学習で可能か、相当な努力が必要か等）

（回答）上記の通り、本学では、基準を満たしていることのみを取得基準としてい

る。同基準は、本学のカリキュラム上、進級することができれば、基本的に満たすこととなっている（その意味では用意である）。なお、本学では、一応在学中受験を希望するかを聞いて入るが、積極的に止めることはしていない。

○質問 1-12-：法曹コース以外の学生の在学中受験

法曹コース以外から入学した既修者について、在学中受験資格を取得する学生の人数・割合

（回答）2025 年度既修（法曹コース除く）3 年生 4 名の内、4 名とも在学中受験資格を取得している。

○質問 1-13：予備試験合格者の進路

報告書中に言及されている予備試験合格者について

（回答）

- 在学中に予備試験に合格した学生の人数（過去 3 年程度）
2024 年度 2 名、2025 年度 2 名
- そのうち法科大学院を修了した学生の人数
2025 年度 2 名予定
- 退学した学生の人数
2024 年度 2 名
- 司法試験受験時に「上智大学在学中」または「上智大学修了」の資格で受験した学生の人数
0 名

2. 修了生の進路状況の把握、学習・就職支援

（1）進路状況の把握

○質問 2-1

修了生進路状況（2025 年 4 月現在）」において、進路が「その他」に分類されている修了生の内訳について

（回答）司法試験合格者の「その他」については、退職後も含め、表の左記と判明できていない修了生 11 名になる。合格者以外の「その他」については、記載の①「法律事務所・企業・官公庁」に勤務していることが確認できないもの、②受験勉強中のもの、③連絡が取れないものを総じて「その他」となっている。

- 司法試験受験資格を有している修了生のうち、受験継続意思がある者の人数
2025 年 4 月 1 日現在で、（有資格で）司法試験に合格していない修了生は 46 名、受験継続意思があったものは 30 名である。

現時点(2026年3月)では、(有資格で)司法試験に合格していない修了生は32名、受験継続意思があるものがおよそ23名である。

- 就職しているが受験継続中の者の人数
およそ4名(2025年4月1日現在)、内2名は現時点では受験資格損失。
- 進路不明者の人数とその推移(前年度比)
2025年4月1日現在の有資格者で、就職、勉強中以外の不明者は1名。

○質問2-2

司法試験受験資格を有する修了生(特に修了後2年以上経過した者)について

- 担任補佐または学習アドバイザーとの面談を実施した修了生の人数・割合
(回答)2025年4月1日現在で、(有資格者で)司法試験に合格していない修了生は46名である。そのうち学習アドバイザーと面談した修了生は9名(内4名は担任補佐とも面談)
- 学習状況を継続的に把握できている修了生の人数・割合
(回答)2025年4月1日現在で、(有資格者で)司法試験に合格していない修了生は46名である。担任補佐、学習アドバイザー、TKC利用、学内模試、過去問添削、研修室利用など、何からの学内支援を受け、結果学習状況が把握できている修了生の人数は20名である。
- 連絡がとれない、または接触を拒否している修了生の概数
2025年4月1日現在で、(有資格で)司法試験に合格していない修了生は46名。本学の支援を受けていない修了生(結果連絡取れていない修了生)は、26名。そのうち令和7年出願した修了生は11名、合格した修了生は1名。

(2) 学習支援

○質問2-3

昨年度および今年度報告書によれば、合格特訓ゼミの利用者が昨年度28名から本年度3名へと激減しているが、その理由は。この変化を踏まえた今後の対応方針は。

(回答)昨年度の記載は延べ人数であり、実質的な利用者は2024年度4名、2025年度3名となっている。

3. FD活動

○質問3-1: 中間アンケートの「穏当さを欠く自由記述」

報告書に「教員個人に対する穏当さを欠く自由記述」があったとの記載があります。このような記述が生じる背景について、把握されている範囲でご教示ください。

(回答)「穏当さを欠く自由記述」には、①明らかな個人攻撃に当たるものと、②礼儀を欠く乱暴な記述がある。①は当該教員にも伝えない運用をしたことがあるが、近年は該当がな

い。②については、当面の運用として、当該教員に伝えるとともに、執行部とFD委員会の
みで共有、検討し、全教員では共有せず、当該教員に対し個別に対処を求めることとなった。

- 再履修学生による記述か、初回履修学生による記述か
(回答) システム上、不明である(匿名性保持のため)
- 特定の教員または特定の科目に集中しているか
(回答) 集中する傾向がある。
- 記述内容から教育上の課題が見出せるか
(回答) 見出せる場合があり、個別対処を求め、あるいはFD関連会議の議題として検討を行っている。

○質問3-2：期末アンケートの質問形式

期末アンケートについて、

- 自由記述のみか、数値評価を含むか
(回答) 含んでいる。
- 数値評価を含む場合、その評価項目
(回答) 次のとおり。

質問内容の要約

1. 授業の進度(速すぎる～遅すぎる)	5段階
2. 授業中の予習・復習の負担(多すぎる～少なすぎる)	5段階
3. 各回の課題の分量(多すぎる～少なすぎる)	5段階
4. 教員と学生の対話・やり取りの有効性(思う～思わない 等)	3段階
5. 学生の質問等に対する教員の指導・対応(大変熱心～不熱心)	5段階
6. テキスト・資料等の活用度(大変よく活用～全くない)	5段階
7. 担当教員の話し方・分かりやすさ(非常に分かりやすい～にくい)	5段階
8. 授業内容への理解・到達度(無理なくついていく～全くない)	5段階
9. 授業を通じて得られたものの実感(思う～思わない 等)	3段階
10. 授業終了後の継続的な学習意欲(非常に思う～全くない)	5段階
11. 授業に対する総合満足度(大変満足～非常に不満)	5段階

- アンケート結果の分析方法と活用状況
(回答) 個別教員の個別措置を含むフィードバックに委ねつつ、自由記述とも照らし合わせながら、予習負担、理解度など気になる点につき、FD関連会議(ミーティング、全体会議、分野別FD)で取り上げている。

4. すべての学生に対する学習支援

(2) 学生に対するガイダンス

○質問 4-1

入学者向けガイダンスにおいて「環境法ガイダンス」が実施されたとされているが、環境法が選ばれた理由は何か。たまたまか、あるいはローテーションのようなものがあるのか。

(回答) 本学の特徴の一つとして、環境法科目が充実している点がある。そのため環境法ガイダンスを実施している。

(3) 成績不振者への学習支援

○質問 4-2

成績不振者への学習支援を受けた学生のその後の状況について、以下の点を把握しているか。

- 支援を受けた学生の進級率・修了率
- 支援を受けなかった同等の成績層との比較
- 司法試験合格状況(支援を受けた学生の合格率等)

(回答) 学習支援を受けた者のその後の状況について数値化されたものはない。もっとも、この3年間についての感触として、以下のことが言える。1年次の該当者が留年せずに2年次に進級する割合はかなり低いが、2年次の該当者は半数くらいが留年せずに進級・修了している。1年次・2年次のいずれについても、そもそも該当者と該当者以外の者との成績の差は非常に大きい。司法試験合格状況についてはサンプルが非常に少ないが、合格の実績はない。

○質問 4-3

この支援を受ける学生のその後の状況を把握できているか。たとえば、学習状況が改善され、順調に進級したとか、早い段階で司法試験に合格したなどの成果は、どのような状況か。

(回答) 質問 4-2 に対する回答のとおりである。

令和7年度を含む過去3年間の在学中合格者21名のGPAは、3.0以上が16名、2.5以上が4名、2.5未満が1名(予備試験合格者)となっており、学習支援を受けた成績不振者が合格するのは難しい。

令和7年度を含む過去3年間の合格者(在学中含む)25名のGPAは、3.0以上が18名、2.5以上が6名、2.5未満が1名(予備試験合格者)となっており、同様に学習支援を受けた成績不振者が合格するのは難しい結果となっている。

(4) 入学前教育

○質問 4-4

すべての学生に対する学習支援としては、入学前の学生及び在学生に対するものとしては必要な支援が行われていると評価できるが、修了生に対するものを検討する必要はない

か。

(回答) 修了生に対しては、アドバイザー教員を受験資格喪失まで継続している。また、修了生についても、各種プログラムを開放している。もっとも、連絡がとれなくなってしまうという点が課題である。修了生はそれほど大人数ではないので、これまで以上に修了生個々の素養・成績・学習・支援状況を細かくデータ把握し、個別の対策を継続的に実施できればと考える。

○質問 4-5：導入セミナーの参加状況

2024 年度春休みから開始された入学前教育（導入セミナー）について

(回答)

- 参加対象者数と実際の参加者数（参加率）
最近の 2026 年入学者については、入学予定者 26 名中 25 名が参加している。
- 参加者のうち実際に入学した学生の割合
毎年、全員入学している。
- 不参加者の主な理由（把握されている範囲で）
他の調整できない予定によるもの。

○質問 4-6：実施時期の検討

導入セミナーの実施時期を春休みよりも早める可能性について、検討されたことはあるか。検討された場合、その結論と理由をご教示ください。

(回答) 春休みよりも早める可能性について検討した結果として、本学は（2 月上旬を入学手続き〆切とする）1 月入試を実施しており、毎年入学者の半数は当日程の合格者である為、入学予定者説明会を 2 月に開催し、現日程の導入セミナーの時期となっている。

II. 厳正な成績評価

○質問 5：不合格率ゼロの科目

2024 年度において不合格率がゼロであった科目について、以下をご教示ください。

- 該当科目数と科目名
- 不合格率ゼロとなった要因（例：学生全員が到達目標に達した、履修者が少数で全員優秀であった、等）
- 不合格率ゼロを回避するための特別な方策を講じているか

(回答) 該当科目は次の通りである。

〈春学期〉

- 行政法基礎
- 憲法
- 民法 A

- 民法 B
- 民事訴訟法 A
- 刑法
- 法曹倫理
- 刑事訴訟法 A
- 商法 A
- 法学実務演習 I
- 法学実務演習 III
- 訴訟実務基礎（民事）
- 法と経済学
- 租税法 I
- スポーツ・エンタテインメント法
- 国際法基礎
- 環境法基礎
- 公法総合 I
- 民事法総合 I
- 刑事法総合 I
- 民事訴訟理論と実務
- 〈秋学期〉
- 刑事訴訟法 B
- 商法 B
- 法学実務演習 II
- 訴訟実務基礎（刑事）
- 法学実務演習 IV
- 模擬裁判（民事）
- 模擬裁判（刑事）
- リーガルクリニック
- 国際仲裁・ADR
- 法社会学
- 労働法 I
- 租税法 II
- 国際家族法
- 環境訴訟
- 金融法
- まちづくり法と実務
- 廃棄物・リサイクル法

- 公法総合Ⅱ
- 刑事法総合Ⅱ
- 論文演習Ⅰ
- ビジネス法務演習
- 民法演習
- 商法演習
- 刑事訴訟法演習

これらの科目が不合格率ゼロとなった要因として、2年次・3年次に履修する該当科目については、そもそも未修コースからの進級判定も既修コースの入学者選抜も非常に絞られ、著しく成績不良の者が少なくなることや、法律基本科目必修科目以外の科目はそもそも履修者が少数であることが認められる（なお、1年次の法律基本科目必修科目には不合格者ゼロはほとんどない）。また、履修者が多い該当科目はいずれも実務科目の演習や実習のものである。

不合格率ゼロを回避するための特別な方策としては、教務委員会・教授会において各学期末に成績評価の分布のチェックと結果の公表をおこない、不自然に不合格者がいない科目の有無を看視している。

以 上